

令和 5 年 6 月 30 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司
(公印省略)

「令和 5 年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和 5 年度 インバウンド再興事業（タイ市場）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和 6 年 2 月 29 日（木）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 「第 29 回 Thai International Travel Fair (TITF #29)」出展に係る運営業務
 - (2) 日本旅行業協会（JATA）北海道事務局連携による「北海道 BTOB ディナーセミナー」の開催、及びセールスコールの実施
 - (3) タイ大手旅行会社の招聘
 - (4) トップインフルエンサー招聘
 - (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 12,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 5 今後のスケジュール（予定）

6 月 30 日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
7 月 7 日（金）	企画提案参加表明
7 月 24 日（月）	企画提案の受付・受領
7 月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
8 月上旬	契約締結・業務開始
- 6 その他
 - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より 3 営業日（7 月 12 日（水））後の 15 時までメールでのみ受け付けます。本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。
 - (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。
 - (3) 本事業は、令和 5 年北海道議会第 2 回定例会の議決前であるため、議決結果によつては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

お問合せ：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部
担当：坂口瑛美 TEL：011-231-6736 E-Mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和5年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」

に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

東南アジアからの来道観光客数はコロナが発生する直前の2019年まで順調に増加傾向にあった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、タイ人観光客が来道出来ない状況が続いていたが、昨年の12月より新千歳ーバンコク線が再開され、4月29日よりわが国も新型コロナウイルスの水際対策を撤廃し、往来に関する制限はほぼコロナ禍前の状態に戻りつつある。

東南アジアの中でも来道シェア、リピーター率、訪日意欲が高いタイ市場は、訪日の早期回復が期待されることから、北海道へのインバウンド誘客を拡大するために、タイ市場向けたプロモーションの重要性が高まっている。

本事業は、タイ最大規模の旅行博覧会「第29回 Thai International Travel Fair (TITF #29)」へ出展し、BTOB 観光セミナー、旅行会社招聘、インフルエンサー招聘を実施することで、北海道の四季折々の自然景観や、豊かな食、多彩な体験に加え、夜間の楽しみ方を発信し、北海道の認知度をより一層向上することによって、北海道への誘客の更なる拡大に繋げて行く。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

12,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和 6 年 2 月 29 日（木）

(1) 業務スケジュール：

6 月 30 日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
7 月 7 日（金）	企画提案参加表明
7 月 24 日（月）	企画提案の受付・受領
7 月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
8 月上旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和 6 年 2 月 29 日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から 60 日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 「第 29 回 Thai International Travel Fair (TITF #29)」出展に係る運営業務

① 目的：タイ最大規模の旅行博覧会「第 29 回 Thai International Travel Fair (TITF #29)」へ出展し、現地の一般消費者に北海道の魅力ある観光資源を PR し、来道意欲を喚起し、北海道への誘客の更なる拡大に繋げて行く。

② 開催日程について

旅行博開催日：2024 年 1 月 25 日（木）～1 月 28 日（日） 10:00～21:00 予定
開催場所：クイーン・シリキット・ナショナル・コンベンション・センター

③ 出展料について

「第 29 回 Thai International Travel Fair (TITF #29)」への出展料の支出については、観光機構より出展事務局へ直接支出するため、本業務には含めないこと。

④ ブース設営及び撤収について

ブースについては、シェルブルース 4 小間（1 小間：W3,000mm×D2,000mm×H2,500mm、ブース形状は未定）を確保しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

ア) 造作、装飾

- ・来場者へ北海道の魅力（特に春の桜と秋の紅葉）を効果的に訴求できる内容とし、会場全体からも北海道ブースが目立つような仕掛けを取り入れ、集客を図ると共に、来場者の来道意欲を喚起するための企画・設計をすること。
- ・オリジナルで制作するパラペットで装飾すること。
- ・コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案すること。
- ・ブースデザインは、共同出展者の地域を配慮し、観光機構と協議のうえ最終決定とする。

イ) 追加備品

- ・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業

に含めること。

- ・モニター等を設置することで、観光機構、共同出展者が提供するプロモーション映像を放映すること。
- ・来場者からの質問、相談に対応する際、その場で情報確認、検索などが出来るよう、パソコンまたはタブレットを2台以上用意し、インターネット接続環境を整えること。
- ・ハイカウンターとハイチェアを手配、設置すること。

ウ) 配布資料、ノベルティ

委託事業者が共同出展者や、観光資料・ノベルティを提供いただける団体よりPR資料を集約し、配達手配や、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。なお、配達に係る費用について見積に含めること。

エ) ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。(施錠可能であることが望ましい)

オ) 出展者用バスについて

出展者用バスについては、出展料に含まれる基本枚数(1小間4枚)以外については、必要な枚数を手配すること。手配に要する経費は、本事業に含めること。

⑤ ブース運営について

ア) スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人員1名以上を配置すること。また、通訳者について、北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。設置する通訳者の人数については、提案により示すこと。

イ) SNS フォロワー獲得

観光機構が運営しているタイ語Facebookや、Instagramアカウントについて、来場者へ周知し、フォロワーを獲得する施策を提案すること。

ウ) アトラクションの実施

北海道ブース内には、アトラクションスペースを設置し、来場者を惹きつけ、且つ来道意欲を喚起することを目的としたアトラクションを実施すること。内容については、提案により示すこと。

エ) 会場内メインステージにおいてのプロモーションについて

メインステージでの北海道PRの企画及び運営を行うこと。内容について、提案により示すこと。

オ) モデルコースの作成、印刷及び配布について

- ・タイの個人旅行者向けにモデルコース5本以上作成すること。
※春1本、夏1本、秋2本、冬1本以上とする。
- ・受託事業者が情報収集や画像収集を行い、1コースにつきA4版/両面、2ページ程度の原稿を日本語で作成し、タイ語に翻訳する。
- ・モデルコースは、一部の地域に集中することがないよう、留意すること。
- ・各モデルコースを500部以上印刷し、ブースで配布すること。

⑥ 出展対応事務局運営について

共同出展については、観光機構が募集することとし、申込受付等共同出展に係る一切の業務は、受託事業者が事務局を設置して対応すること。また、旅行博に係る現地情報や、旅行博運営事務局から提供される情報やサービスなど、旅行博

出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。尚、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。（共同出展者の旅費は参加者個人負担とする。専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。）

- (2) 日本旅行業協会（JATA）北海道事務局連携による「北海道 BTOB ディナーセミナー」の開催、及びセールスコールの実施
- ① 「北海道BTOBディナーセミナー」の開催について
- ア) 開催時期：「第29回Thai International Travel Fair (TITF # 29)」会期前後の日時で開催する。
- イ) 開催場所：提案により示すこと。なお、参加者が来場しやすいよう会場を考慮する。
- ウ) 開催スケジュール：3時間程度（予定）
第一部として、北海道＆タイ相互送客を促進するため、観光セミナーを実施する。第二部として、タイの観光事業者との関係深化のため、夕食を伴う意見交換会を実施する。
- ② 「北海道BTOBディナーセミナー」の企画及び運営について
- ア) 参加者の募集について
- ・タイ側：現地旅行会社や、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館など、25社25名以上とする。
 - ・北海道側：JATA北海道事務局の訪日旅行委員会構成団体5社5名、及びJATA北海道事務局1名の最大で合計6名とする。ディナーセミナーの費用を事業費に含めること。
- 上記(1)にて観光機構と共同出展する市町村・観光協会・観光関連事業者等へも募集案内するが、参加費用については別途徴収することとする。
- イ) ディナーセミナーに係る企画（実施日時、場所、プログラムなど）について、具体的に提案すること。共同出展者PRタイム、ゲストを加えてのトークセッション、ラッキードロー等セミナー全体が盛り上がる企画を提案すること。
- ウ) 司会者、プレゼンターの選定及び手配を行うこと。
司会者の選定にあたっては、日本語とタイ語が堪能で北海道について一定の知識を有している者が望ましい。
プレゼンターの選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有している者が望ましい。新しい情報発信の観点から、下記(3)、(4)で招聘した旅行会社や、インフルエンサー等をゲストスピーカーとして迎えるなど工夫すること。
- エ) 通訳者（日本語↔タイ語）の手配及び配置について
北海道について一定の知識を有している者が望ましい。配置する通訳者の人数については、提案により示すこと。
- オ) プレゼン資料（タイ語）の作成について
- ・北海道側参加者の情報を盛り込むこと。または、プレゼン時間を設けること。
 - ・北海道の最新情報や「知られざる北海道」をテーマとしたプレゼン資料を作成する。
 - ・セミナー終了後、プレゼン資料を参加者に提供し、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。

カ) 食事について

可能な限り北海道食材を使用した料理を含めること。

③ JATA北海道事務局連携によるセールスコールの実施について

ア) 現地大手旅行会社や、航空会社、日本政府観光局バンコク事務所、在タイ王国日本大使館等を対象にセールスコールを実施する。対象訪問件数は、4社以上とする。

イ) 訪問日程について、「第29回Thai International Travel Fair (TITF #29)」会期前後であるが、JATA北海道事務局及び観光機構にて協議のうえ、決定することとする。

ウ) 訪問先への記念品を手配すること。

エ) 専用車、ビジネスレベルの通訳者を手配すること。

④ 旅費について

・JATA北海道事務局の訪日旅行委員会構成団体5社より、各社1名の訪日旅行担当者及びJATA北海道事務局1名の最大で合計6名が参加する。

・参加者の旅費（往復航空券、宿泊費、北海道BTOBディナーセミナーの参加費用等）について、一人当たり20万円（税込）を事業費に含めること。20万円（税込）を超えた費用について、参加者の負担とする。

・航空券やホテルの手配については、必要に応じて、予約手配を行うこと。

(3) タイ大手旅行会社の招聘

① 目的：

・道央圏以外の道内地方部の認知度向上

・道内の地方空港を活用し、経由便を利用した商品造成を促進する

・「冬」以外の来道者誘致、タイの旅行シーズン4月と10月の底上げ

② 招聘時期：2023年10月（予定）

③ 招聘対象：大手旅行会社

ア) 4社4名以上とする

イ) 招聘対象の選定にあたっては、日本、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、上質な旅行商品を販売する旅行会社、市場に影響力のある旅行会社を選定する。原則として招聘後に北海道旅行商品の造成、販売、または送客を招聘条件とすること。最終的に、観光機構と協議の上決定する。

④ 招聘コースの企画、運営、調整、手配

ア) 北海道滞在が4泊5日間以上とし、スケジュールなどを提案すること。

イ) 視察エリア：道東、道北エリア

ウ) テーマ：紅葉、グルメ、ナイトタイムエコノミー

エ) 招聘コースについて、最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。

オ) 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。

カ) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。

キ) 添乗員は語学力だけでなく、北海道観光における全道的な知見や、タイ市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。

⑤ 招聘参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。

⑥ 事業実施後、招聘旅行会社に対して、旅行商品造成のフォローや、問合せや依頼が

あつた際は、対応を行うこと。

- (4) トップインフルエンサー招聘
 - ① ターゲット層：モダンラグジュアリー層
 - ② 招聘時期：2023年10月中旬～11月上旬、または2023年12月～1月中旬（予定）
 - ③ 招聘対象：トップインフルエンサー、2名以上とする。
 - ・インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議のうえ、決定すること。
 - ・原則として海外から招聘すること。
 - ・提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。
 - ④ 招聘コースの企画、運営、調整、手配
 - ア) 北海道滞在が4泊5日間以上とし、招聘時期や、スケジュールなどを提案すること。
 - イ) 取材エリア：道南、道央エリア
 - ウ) 招聘コースについて、個人旅行者目線で作成し、公共交通を利用した周遊コースを提案すること。季節の景色や、北海道の新たな魅力、美味しい食、ナイトタイムエコノミー等の取材を必ず入れること。
 - エ) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。
 - ⑤ 発信について
 - ア) 配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案し、二次交通情報の発信を必ず入れること。
 - イ) 記事配信のリーチ数やPV数、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
- (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。
- (6) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。
 - ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
 - ② 令和5年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成し、データ及び紙媒体（A4版）2部を提出すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和5年7月7日（金）午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部
(担当：坂口) E-mail : e_sakaguchi@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1)企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとすること。

(2)これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、タイでの観光プロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

(3)業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4)業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5)見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1)様式の規格はA4版／両面、50ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2)企画提案は1社1提案とする。

(3)企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4)提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1)提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2)提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部

（担当：坂口） 電話 011-231-6736

(3)提出期限 令和5年7月24日（月） 午後3時 **※時間厳守**

(4)提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1)提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。

(2)企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(3)ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。

(4)ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(5)ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め 3 名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

(1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客觀性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 インバウンド再興事業（タイ市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
(2) _____
(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行について連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外_____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本_____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) 印

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) 印

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) 印